

平成25年度

国民健康保険税の税率のお知らせ

平成25年度の国民健康保険税(国保税)は、平成24年度と同率に据え置き、表1のとおりです。

あなたの健康を支える国保

国民健康保険(国保)は、加入している皆さんが病気やけがで医療機関などにかかっても、一定の負担で安心して治療を受けられるように、町が保険者となり、費用を公平に負担していただきながら運営している医療保険制度です。

国保税は大切な財源です

国保税は、国保を運営するために、その年度に見込まれる総医療費などから国や県などの負担分(補助金など)を差し引いた残りの費用を、各世帯単位で負担していただくことになっています。

加入している皆さんから負担していただく国保税が重要な財源となっていますので、

忘れずに納付しましょう。

なお納税通知書は7月中旬に世帯主の方へ送付します。各期の納付期限内(表2のとおり)に納付をお願いします。

国稅務課

☎ 72-6932

町民生活課

☎ 72-6933



表1. 平成25年度国保税率

	医療分	後期高齢者 支援金分	介護分
所得割	5.94%	1.86%	1.60%
資産割	27.48%	7.02%	7.77%
均等割	18,900円	5,700円	7,900円
平等割	21,900円	6,500円	5,400円
課税限度額	510,000円	140,000円	120,000円

表2. 平成25年度国保税納期一覧

期別	納付期限
1期	7月31日(※)
2期	9月2日(月)
3期	9月30日(月)
4期	10月31日(木)
5期	12月2日(月)
6期	12月25日(※)
7期	1月31日(金)
8期	2月28日(金)

所得割…前年度の総所得に応じた割合で算出される額。

資産割…資産(土地や家屋などの固定資産税額)に応じた割合で算出される額。

均等割…世帯の加入者の人数に応じて算出される額。

平等割…どの世帯も同額で割り当てられる額。

医療分…加入するすべての世帯に課税されます。

後期高齢者支援金分…加入するすべての世帯に課税されます。

介護分…40歳から64歳までの被保険者がいる世帯に課税されます。